



## 「養護教育センターだより」の発行について

共生社会の形成に向けた大きな変化の中で、特別支援教育のさらなる推進が求められています。「障害者の権利に関する条約」への批准と平行して、文部科学省でも中央教育審議会初等中等分科会において、今後の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されました。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が着実に推進されることで、障がいのある子どもにも、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことが強く期待されます。



そこで、当センターでは、今後のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育に関する情報発信に努めて参ります。  
つきましては、報告書に示される下記のようなキーワードを踏まえた「養護教育センターだより」を随時発行して参りますので、どうぞ御覧ください。

### キーワード

インクルーシブ教育システム 早期からの教育相談・支援 個別の教育支援計画  
合理的配慮 基礎的環境整備 多様な学びの場 学校間連携  
交流及び共同学習 特別支援学校のセンター的機能 関係法令・通知等 など

当センターホームページ「養護教育センターだより」をクリックし御覧ください。

※【「障がい」の表記について】

県では、第2次福島県障がい者計画において、障がいの「害」という漢字の表記について、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。